

(午前10時10分開議)

1. 6月13日(第3日目) (午後2時57分散会)

2. 出席議員(16名)

| | | | |
|-----|------|-----|--------|
| 1番 | 伊保清安 | 3番 | 石川真文 |
| 5番 | 宮里敏行 | 7番 | 比嘉盛栄 |
| 8番 | 又吉正弘 | 9番 | 棚原憲信 |
| 10番 | 稻嶺正康 | 12番 | 大川昇 |
| 14番 | 峠向正尊 | 15番 | 仲村春仁 |
| 16番 | 武新行男 | 17番 | 佐喜真弘 |
| 18番 | 比嘉義定 | 20番 | 伊佐徳次郎 |
| 21番 | 仲村盛光 | 22番 | 古波蔵清次郎 |

3. 欠席議員(4名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 4番 | 渡名喜庸仁 | 11番 | 安次富盛信 |
| 13番 | 知名朝司 | 19番 | 官城盛昌 |

4. 議事説明員

| | | | |
|------|-------|-------|------|
| 助役 | 沢崎宇一 | 教育委員長 | 知念俊吉 |
| 副委員長 | 仲本正重 | 教育委員 | 仲村春勝 |
| 委員 | 石川栄良 | 、 | 比嘉憲永 |
| 教育長 | 官城法三郎 | 会計係 | 知花栄幸 |
| 総務課長 | 多和田真一 | | |

5. 議事事務局出席者

| | | | |
|----|------|------|------|
| 局長 | 牙吉健男 | 議事係長 | 新倉夏由 |
| 書記 | 仲村春夫 | 書記 | 比嘉定治 |

6 議事日程(第3号) 1970年6月13日(土曜)

日程第1 議案第16号 宜野湾区教育委員会職員給与に
関する規則の一部を改正する規則に
ついて

日程第2 議案第17号 宜野湾区教育委員会報酬及び
費用弁償等に関する規則の一部を改正する
規則について

日程第3 議案第24号 宜野湾区教育委員会職員の日
及び休暇に関する規則の一部を改正する規
則について

日程第4 議案第23号 1971年度宜野湾教育区支入支出
予算

日程第5 議案第28号 宜野湾区教育委員会事務局設置
規則の一部を改正する規則

日程第6 議案第29号 宜野湾区教育委員会職員定数規
則の一部を改正する規則

日程第7 議案第30号 宜野湾区教育委員会職員・職級
初任給、昇給、昇任等の基準に関する規程の
一部を改正する規程

日程第8 議案第27号 1970年度宜野湾教育区支入支出
修正予算

日程第9 議案第31号 宜野湾区教育委員会報酬及び
費用弁償等に関する規則の一部を改正する
規則について。

議長

定足数に達しておりますので第77回宜野湾市議会定例会(3日目)の本会議を開きます。

議長

本日はお集まりにおくばりしておりますと3の議事日程表の第3号のとおり進めます。

議長

暫く休憩いたします。(10=10)
再開いたします。(10=11)

議長

日程の第1.議案第16号、宜野湾区教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則についてを本程いたします。一応議事係長をして朗読をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(10=12)
再開いたします。(10=12)

議長

理事者の趣旨説明をお願いいたします。

助役

本業につきましては、教育長から説明をお願ひします。

教育長

申し上げます。宜野湾区教育委員会職員
の給与に関する規則の一部を改正する規
則、宜野湾区教育委員会職員の給与に関す
る規則の一部を次のとおり改正する。
第3条中第2項の別表1を次のとおり
改める。次のとおり改めた理由は、や
はり物価の変動とか、あるいはその他
の事情によつてベースアップしなければい
けないようなことになりまして、やはり
教育委員会だけの変化によつて、こういうふ
うなことをやる、ということはどうかと思
ひます。やはり市の職員、そういうふう
な表をつくつて、それによつて教育委員会
の方も支給しよう、ということでは
皆さんのご審議をゆずがゆして、よろ
しくお願ひ申し上げたいと思つて提出
した訳であります。

議長

本業に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(10=15)

再開いたします。(10=16)

議長

本案につきましては質疑の時点で継続審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議がありませんので、継続審議といたします。

議長

次は日程の第二、議案第17号、宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正する規則についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

助役

本案につきましては、教育長より説明させます。

3番

市長の出席してない理由を言って下さい。

助役

本日の本会議に市長が出席できません理由は開会当初の場合にござ承りいただきました。本日の午前に清掃組合の一部事務組合の敷地の問題で対政府、それから住宅公社等に折衝のために関係市町村の長さんにそれから議長さんと一緒に参っておりますので出席しておりませんというのでござしく願います。

教育長

宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則で宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償等に関することの一部を次のとおり改正する。この改正の趣旨の方はやはり物価の変動とござんた。そういうふうな関係。そういうふうなことからやはり今までの報酬よりも上げて「かなげはは」かんと言うことで。こういうふうには「か」も「適当だ」と。こういうふうには新しい規則を改正、それについて議会の形のご審議をわざと「かして、そして善処して「たがきた」と。こういうこと「で」。

議長

本案に対する質疑を許します。

1 番

この案件は前にち、額は異なっておりますけれども、同しようなケースで審議されたと思っております。そこで提案者は市長でありまして、程度の問題がありまして、詳しいことを委員会にお尋ねいたします。この教育委員会の報酬及び費用弁償等に関する問題は前の議会で審議されてから今日いたるまで教育委員会法の第21条、この21条に関してその間に法の改正があったのか、どうか、それからこの件は教育委員会で審議された際にたにか問題があったか、どうか、この法の解釈についてみなさん方のご意見をうけたまわりたいと思っております。

教育長

お答え申し上げます。21条の教育委員会法については、改正はございません。それで、こう言うふうに委員長、副委員長の報酬を決めたりはやはり別のところは別の考えでいいんじゃないかと、こう言うふうにも考えられますが、法の解釈でありますのでやはりそれには同しような解釈があるんじゃないかと、こう思う訳であります。それで、こう言うふうなことで議会の方面でも去年もとあってあります。今年もそう言うふうな

1番

よく判りました。

8番

その規則と予算にある報酬額が違う訳であります。そこで前の議会にも規則関係の場合に問題がござりました。あの当時は会計係の給料の件でござりましたか、あくまでも規則はその支給額の提起すかきであつたんづくからなんづくと言ふふうな額を正して規則をつくらりは好ましくなくと言ふ観点から立ちまして議会はあきましては、号級を設定するまうにまして委員会もその意見を十分とり入れましてその案件を撤回し、ましてあつたに新しい規則の提案をしたと記憶してあります。まう言ふ意味からいたしましてその規則は今提出されてゐる規則は、予算をうけまわつての改正でござりますか、その点について説明お願いしたいと思ひます。

教育長

お答え申し上げたいと思ひます。予算には委員の平均を上げてまう言ふふうになにしてありますか、やはり平均しますとこれだけになつてあります。従つてこの附則に決めた

と23の金額の合計と予算にあま金額
にある合計とは差はないと思っております。

8番

合計そのものは間違はなくとも予算
の内容にも教育委員報酬115と明記
されております。しかしこの規則にお
ては委員長115、副委員長115とは
っきり明記されております。

予算と規則の5が11。しかしは今
教育長があしやるには総額は一緒
であると言うことはすなわちこの規
則が制定されては11の規則どおり
支給すると言うようなお考えですか。

教育長

この規則がそのとおり制定されます
とこのとおりに支給をした11とこう思
う訳であります。

議長

暫く休憩いたします。(10:30)

再開いたします。(10:32)

3番

17号議案それから18号議案ふた
つの案件について審査しております。
案件の内容にと申し上げます。お、これ

に關した案件が過去の議會において
出したりひつこめたり言ったようなリキ
さつがありました。そこで議會はいつ
たん提案をうけて眞剣に審査にと
くんでいる時点において途中で
そうではないんだ、返えしてくれと
言われた場合には困る訳であります。
そこで眞剣に審査する前に予め
念をおしてあきたいと思ふ訳であり
ます。17号議案と16号議案、これは
議會が結論を出すまでには、
場合によっては代案ととつかえま
と云うことを準備しておりますか。
外のことはで言えは、議會が結論
を出すまでにそれに対して撤回を
してくれと云うことは絶対申し入れ
はないんだ、云うふうにうけと
まうし訳ですか。それを明確に
しない限り審査の進行は出来せん。
何故であるならば過去において出
したりひつこめたりしたために審査が
はかどかないか、大事実があります。
そのために私はこれから審査には
いる前に敢えて教育委員会のこの問
題に対して途中で差しかえするか
しないかどうかを事前にたしかめ
ておく訳であります。明確なるご
答弁をお願ひ致します。それが
なとつと、それが、16号議案に

11でありますが、さきほど又吉議員が
も言及されております。又吉議員は
なく、敏行議員であります。号級表
でありますか印刷されたのと、手で
筆記されたのかあるをみました
場合には印刷された部分は全部1
行ずつかわり、213その後手で筆記
された部分にあって2、1ドルずつかわ
って113その根拠はなんですか。
それも併せて説明願います。152号
俸分までは全部段階額の格差は
1ドルあるか、それ以降は2、1ドルず
つになって113その理由はなんですか。

教育長

お答え申し上げます。この前のものは
全部1ドルずつと前のものに2、1
ドルのと23と1ドルのと23も
あります。それか53か5のちんであ
りますけど、これか5後のものは委員会
の方で集めた訳でありますか、やはり
162のそまでの間にやはり委員会
の方の俸級の額にあてはめると言う
のでそまで伸ばした訳であります。
それで2、1ドルずつアップを予定した
訳であります。以上であります。

3番

今のご説明の中に、152号級以前の
のものにおいても、2.1ドルの格差があ
ると申しましたか、それはあるならば、
私の黙視でありました。そこで、もう
一度、質問いたします。別表第1に示
めされてゐる最後の行、181号級以下
にあきまして、152号級までは、1.1ドル
格差である、それ以下は、2.1ドル格差
になつてゐる理由があれば、もう一度
詳しく説明を願ひます。さうに、もう
ひとつ、さきほど、私は、2件について
質疑をいたしました。答弁は、1点にしか
されておられません。2点のうち、1点は
重ねて申し上げますならば、既に
出されてゐる、16号案件、17号案件に
ついて、議会の審議状況、かんいによつ
ては、代案をとつてかえることもあり
うるのか、これか私の質問でありま
す。

議長

暫く休憩いたします。(10=80)

再開いたします。(11=85)

議長

3番議員に対する答弁をお願
ひ致します。

教育長

お答えいたします。17号議案については、
宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則については、これは撤回したいと思っております。そして後で審議をした
らと思っております。16号については、そのまま進みたいと思っております。

3番

17号案件に対しては後で撤回したいと答弁なさいましたか。16号議案については撤回する意思はないと言
うふうにとりかまわないうえ、念のためにもう一度同じ質問を行
います。只今の答弁で17号議案については撤回するつもりである、と言
うふうな答弁がなされました。他の16号案件については撤回する考えは
ないと言った答弁がなされました。これは間違いないかと
思われます。

教育長

はい。

3番

判りました。17号議案の撤回につ
いての手続きはいつなされますか。

教育長

これはもう直ぐやりたいと思っております。

3番

それと撤回しないことになってくる
16号議案この別表第1の号級表の各段階
の格差一ドル格差と二ドル格差か
何故 そうなっているかの私の質疑に
対して再度御答弁をお願いいたします。

教育長

二ドルの格差をつけたのはやはり
162号 それにあてはまるとこの給料
月額にあてはめるためにここに2号
ずつやってきました訳であります。

3番

別表第1の最後尾の162号級の27
0、一ドル これに70円を合わせるために
162号以下は二ドル格差になった。と
言う説明でありますか。

教育長

はい。

3番

162号級の270、一ドル = の最高額
を設定して そして それ以前はそれに
みあうために二ドル格差になった。

21
こゝう言う説明がありますか。その説明
ではなんの理由にはなりません。これは
つまり 152号以前の1-ドル格差
に対して2-ドル格差になつて、さう
説明となんの変わつたか説であり
ます。私は2-ドル格差にしたのは
何故かを、その根拠を聞いてい
ます。従つて、私の質疑
に対して270-ドルを最後にもつて
きたために、従つて1号級からそれ
までの間は、段階数を讀んで、そして
2-ドル格差にした場合に丁度、あ
るはまるか、さうしたと言ふような説
明は理由にはなつたかであります。
例えば、152号級までは、その間2-
ドル格差のありますか。大概1-ドル
格差になつてあります。それ以後は
一律に2-ドル格差になつてある。
その場合に例えば152-ドルまでは
全部一般職員給料である。それ以後
は係長、課長か、さうした給料で
あると言つた場合には2-ドル格差、
3-ドル格差あつても納得が出来
る内容であります。さうした言ふ
説得力ある理由か欲しいかあり
ます。最後の270-ドルをそれに打
ち出して、そこでその間は適当な
数字をはめたければ、具合に思
ひます。さう言ふふうにはめて、みた、はめ

てあとがき比較してみたら、二、三ドルが
変わって来た。そう言うふうな等級表
では公的機関の公金の支出の根拠
としてはまかりとおすことはできません。
もう一回申し上げます。今日の説明
では私は決して納得しませんが。
そこでもし二、三以外の説明が準備
されておられませんでしたら、その
ような答弁がされても、私は私も
二、三で質疑を一心中止します。
たゞいま申し見たら格好はやり
たくありませんので。

教育長

もう二、三ドル別の方面からお答え
します。やはり150までは等級表に
なっておりますが151からは、そう言う
ふうな二、三になっております。またそこ
から二、三ドルが格差が出ておしま
す。これはやはり、そこが特別な
係。あるいは課長とか、そう言う
ふうな方々の俸給に匹敵するもの
でありまして、やはり、そう言うふう
な方々の差に71では、二、三ドルの差
をつけて二、三が適当であろうと、こ
う言うことでやってきた訳である。

3番

16号議案の審査、中野三議案

どしその審査、これをどのくらい委員会
はなされましたか。16号議案だけが
あります。時間でも結構であります
し、あるいはこの時間くらい検討して
こういう結論が出たのか。2~3日の
審査の結果こういう議案が出来たとか。
具体的説明をお願い致します。そして
16号議案を最初の審査から途中はも
しろ最後の結論を出す委員会の開か
れた日に出席された委員、欠席した委員
出席したのは何時に出席した。何時
に途中で退場した。これを書面で提
出して下さい。出来ますか。

教育長

今のなになににつきましては書面で

3番

書面で委員会が本当に真剣に審査
した結果の案件であるかどうか。知りた
い訳であります。出来る訳です。

教育長

あとでなになにします。

3番

次の本会議が開かれますまでにお願
いしたい訳です。出来ますか。

1番

あと1点だけお尋ねをしたいと思います。予算案を提案するまでにその相当の慎重な注意が払われたと思いますけれども、この予算案が市に提出された日、助役の方からご答弁願います。私は議員としてこの問題に関して疑問が、これを明らかにするのは私の義務であります。たしかに、それから人づかしを是正するためにも是非、この際、さうきう面を説明したいと思っております。

助役

お答え致します。6月8日の午後2時8分であります。

1番

わかりました。又入又出予算案教育委員会ののであります。年度開始前30日までに市町村長に提出しなければいけません。私が申し上げるのは教育委員会内の、又今の16号、17号案件、この案件を出すのに、その相当の審議をなされておられますけれども、これも一応説明資料として添付をされますか。16号、17号議案、予算案と関連して、説明資料として、市当局に提出した

小ますか、どうか。

助役

議案16号、17号はさき申し上げ
た(聴取不能)。

1番

(聴取不能)理由が「」
ましたので説明をお願い致します。

教育長

お答え申し上げます。遅れた理
由でありますか教育予算の根本に
なるのはやはりキザイがワリ方であり
ます。このキザイがワリ方の説明の方
が政府の方の説明が大分遅れて
27日であった訳であります。政府と
いたしましてもやはり立法院の方に予
算は送ってあるのはありますけれども
その予算が立法院で審議される
段階にまで行って「」の「」送った
ことは送りましたけど、これをそのま
まに送るかどうかは疑問があった
ために大分遅れたようであります。
しかし待つことか出来た「」さんで
とうとう向こうの審議が始まら
ないけれども、文教局としてキザイが
ワリ方を説明したようでありま
す。それか、キザイがワリを説明する

と、それにより、市長さんとの教育予算の総額についての交渉をいたす訳でありますけれども、それとやはり計算をして出しますと30日までにしか、それがはつきりつかぬなか、たと各学校がいろいろな色々と、学校に於けるとここの施設、設備、備品、その他学校のところからとってあります。それを総合計して、そしてそれによってキガイがくと計算いたしました。市と交渉した訳であります。そう言うふうな事で、今度の予算の方の遅れた訳であります。5月30日までに見積りは出してあります。総額の見積りは出してあります。

助役

議案第17号については撤回いたします。

議長

お諮りを致します。只今議題となつてありますところの議案第17号、宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正については、理事者より撤回をした」と言う申し入れがござりますか。これを承認することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

に異議ありませんので承認することにいたします。

議長

以上、17号議案は撤回をいたしました。

議長

暫く休憩いたします。(11=38)
再開いたします。(11=38)

議長

日程の第3、議案第22号、宜野湾区教育委員会職員の日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則についてを上程いたします。

議長

理事者の趣旨説明を求めます。

助役

本案につきましては教育長より説明をお願いたします。

教育長

宜野湾区教育委員会職員の日

△が休暇に関する規則の一部を改正する規則で宜野湾区教育委員会職員
の休日 △が休暇に関する規則の
一部を次のとおり改正する。才と采才
8項中分娩の予定日前△週間を分娩
の8週間に改める。この理由の方は
宜野湾市においてやはりこういう
ふうに市の条例が改まっております。
尚また教育委員会と市とは市がそう
言うふうなあれでありますな、教育
委員会の方でも同しような歩調で
改正をした」と 尚また やはり
産前の△週間から△週間になった
のは、産前は二れくさいのなんである
は産後母体の回復がそういう方
面から考慮されて、こういうふうに
長くなったんじゃないかと、こういう
ふうに思う訳であります。

議長

本業に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(11:36)
再開いたします。(11:41)

議長

本業につきましては質疑の段階
で、継続審議としておきます。と思いま

すか。ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、継続
審議といたします。

議長

日程の才々議案第23号 1971年
度、宜野湾教育区才入才出才算案を土
程いたします。

議長

本案に対する理事者の説明を求
めます。

助役

本案につきましては教育長より説
明いたします。

教育長

これについては会計の知花さんに
ご説明していただきます。

会計係

(朗読につき省略する。)

議長

本案に対する質疑を許します。

5番

部分的なものではなくしてこの
予算に対する規則の改正の必要性に
ついてお伺いしたいと思います。

予算の内容につきましては職員増
員とか、いろいろござりますけれども
職員定数の規則の一部改正の必要
性はどうか、どうか、それか、

2番目に予算説明書の中の教育委員会
報酬の中でござります。説明書の
中に110、-ドルかける3名とされて
ありますけれどもこれは来年度の3月の
教育委員の改正に伴ってのものなと思
いますけれどもしかしながら現行規
則の中でこれを支出するふうな項目
があるかどうか、改正する必要は
どうか、そのへん又点だけ
お伺いします。

教育長

職員定数については追加議案と
して出してあります。

5番

教育長先生のご説明でござ
りますけれども、追加議案として出してあ
りますけれども、我々は受けとめてお
りません。事務局があらうか、あ
る人ですか、私が何故、予算内容に

は「まかど申し上げ」ますのは、議会は
は「さん」と日程が「か」か「ま」です。途中
で出てきた場合には、これは日程を
変更しなく「さん」か「ん」です。

議長

暫く休憩いたします。(11:58)

議長

再開いたします。(11:58)

助役

市長に送付されておりますか。
また、市長の決裁をされておられないので、議事にまだ送付してごおりません。後で追加送付したいと思っております。

と希

いつやされるんですか。

助役

月曜日にしか来ないんじゃないかと思っておりますか。

と希

そうなりますと本会議が必要になります。議会の日程は全部くまいますけれども。

議長

暫く休憩いたします。(11:59)
再開いたします。(12:5)

議長

午前の日程はこれで終了です。
尚、午後2時が再び本会議を開きます。

議長

暫く休憩いたします。(12:06)
再開いたします。(2:15)

議長

午前に引き続き議案第23号、1971年度、宜野湾教育団費入費出予算の質疑を許します。

議長

本案につきましては質疑の段階で継続審議としておきたかと思えますか。ご異議ありませんか。

議長

ご異議ありませんか。質疑の段階で継続審議といたします。

議長

尚、日程の追加をいたします。

議長

一応、事務局長をして説明いたします。

議長

暫く休憩いたします。(2:15)
再開いたします。(2:16)

議長

日程の追加をいたします。

議長

日程の第5に議案第28号、宜野湾区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則、日程の第6に議案第29号、宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則、日程の第7に議案第30号、宜野湾区教育委員会職員の職級、初任給、昇給、昇任等の基準に関する規程の一部を改正する規程、日程の第8に議案第27号、宜野湾教育区入支出補正予算、日程の第9に議案第31号、宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則、以上5案件を追加いたします。

議長

日程の第5、議案第28号、宜野湾区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則を上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

教育長

御説明申し上げます、宜野湾区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則であります。第3条の中に会計係の次に社会教育主事を加えると、社会教育主事はこれまで連合区の方に籍はありましたけれども、この7月1日からは各区の方に社会教育主事の身分が移りますので、宜野湾区の方に1人社会教育主事の方がおかれますので、社会教育主事を加えると規則の中に改正をお願いした訳です。以上であります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で継続審議といたします。

議長

日程の第6、議案第29号宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

助役

本案につきましては、教育長より説明をいたします。

教育長

ご説明申し上げます。宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則の案があります。この中に社会教育主事一人あかゆることになりましたので、社会教育主事を、それから、幼稚園の方、宜野湾幼稚園の方を設置いたしますので、幼稚園職員が3名ふえることとなります。それで定数規則の方をこう言うふえに社会教育主事一人、それから幼稚園教員3人の増を、こう言うふうに変更したいと言うお願いしたいと思う款です。ふえであります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても質疑の段階で継続審議としておきたらと思えますか。異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、継続審議
することに決定をいたしました。

議長

次は日程の第7、議案第30号、宜
野湾区教育委員会職員^{の職級、初任給、昇給、昇任等の基準}に関する規程の
一部を改正する規程についてを上程
いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明
を求めます。

助役

本案につきましては、教育長より説
明させます。

教育長

ご説明申し上げます。宜野湾区教
育委員会職員^{の職級、初任給、昇給、昇任等の基準}に関する規程の一部
を改正する規程について、改正にな
りますのは、会計係その他事務主事
のところで、1等級の方で65~152号
までありましたのを65~162号まで
にしたというこの方の改正にな
っております。以下は同じであります。

以上であります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で
継続審議としておきたかと思ひますが
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、継続審
議と決定をいたします。

議長

日程の第8、議案第27号、宜野湾教
育区入支出補正予算を上程いたしま
す。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明
を求めます。

助役

本案につきましては、教育長より説
明させます。

教育長

宜野湾教育区入支出補正予算案

については、会計係の方が説明させていた
たがります。

会計係

(朗読につき省略)

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(2=27)
再開いたします。(2=29)

会計係

支入の方、3款政府支出金の1213、
987、-ドル。1項は政府負担金で1、181、
267、-ドル、1目に行きまして教職員給
与負担金、既決が916、781、-ドル、補
正減額77、327、-ドル現在高が83
9、852、-ドル =これは補助金の減と言
うふうに説明してごがりますか。 =これは
教育分量の並及、12月か5月6月まで
並及分を今年度は出たくて6年度
いつ支給されるということになりま
して新年度の中にはいつでありまして、
この現年度か5月削る訳であります。
それか5月の校舎建築費負担金、既決
が330、850、-ドル減額で88、850、
-ドル、現在高が282、000、-ドルとた

112
訳でありますか。これは同じく補助金の減と書いてあります。これは現年度の当初予算での計画では、校舎の割当ての方が、当初の前までは全然解りませぬので不足教室の分を予定して一応補助金の予定をしておりましたか。割当て終了してみますと言うと、中学校の方が現年度ではもう割当てが終わってしまぬのでこの分を全額と言うことになっておる訳であります。それから51項 政府補助金32,722,100、2項 学校教育補助金 既決で29,512,100、増額で2,985,100 現在高で32,497,100 補助金はこの方は増に成る訳であります。これは後で支出の方でも出てまいりますか、純補助金としての学用品の補助でありますか。これは当初予算の場合は現物支給するから予算の数字には上げなくともいいと言う説明でなっていましたか。しかし現物かきまると言うこと今年も又補助金と言う名目になって、その補助金で受け入れて、そしてまた支払うと言うことになりまして今年も予算に計上した訳であります。これは増とそれから図書館の図書か1,873,100、合わせて2,985,100の補助金の増と言うことになっておる訳です。支出に移ります。2款、学校教育費、1,866,566,100

1項 小学校費 1,053,566.-ドル 1目 教職員
員費 既決で 637,573.-ドル 補正減
額 86,181.-ドル 計 571,852.-ドル。そ
の中、政府支出金の減額が 86,181.-ドル
節にまわって 2節 給料の減が
27,852.-ドル には 支入で申し上げ
ましたと 3の補助金の減額でありま
す。3節 職員手当 13,718.-ドル には
同じく補助金減でまわります。4節 共
消費 減で 8,171.-ドル 8目の教育振興費
33,887.-ドル には増額であります。
増が 2,223.-ドル 計 35,712.-ドル
政府支出金の増が 2,127.-ドル 対応
費として 一般財源が 5,96.-ドル 18節
備品購入費 2,223.-ドル の増。学用品
が 750.-ドル。図書館図書が 1,873.-ドル
5目 学校建設費 297,551.-ドル
6,000.-ドル の増。計 303,551.-ドル
政府支出金 6,000.-ドル の増。15節 工
事請負費 6,000.-ドル には 予定割
か。嘉数小学校の方かふえまして
これの 3,200.-ドル のふえたと 宜野湾
小学校の便所の補助がまわります。
2,800.-ドル 計 6,000.-ドル の増と
なっております。2項 中学校費 333,
680.-ドル。1目 教職員費 386,571.-ドル
補正減で 31,188.-ドル 計 315,
383.-ドル 政府支出金の減が 31,
188.-ドル。2節 給料 減で 20,

609,-ドルニハは小学校の区補助金の減
でござります。3節. 職員手当. 減で7,
524,-ドルニハも同じ。4節. 共済費
減で3,055,-ドル。4目. 教育振興費
19,970,-ドルニハは増でござります。
936,-ドル 計 20,906,-ドル. 政府支
出金カ 818,-ドル. 対応費カ 118,-ドル
18節. 備品購入費 936,-ドルの補助金
の増でござります。5目. 学校建設費
60,118,-ドル 減で58,668,-ドル 計
5,454,-ドル. 政府支出金カ 58,450,
-ドル. 一般財源の減は. 13節. 委託
料. 218,-ドル 減でござります。15節
工事請負費. 減で58,450,-ドル. 補助
金の減でござります。合計 1,635,8
72,-ドル 減 122,838,-ドル 計 1,51
3,038,-ドル. 政府支出金の減カ 122,
838,-ドル以上でござります。

議長

本案につきましては. 質疑並みに討
論を省略いたしました。表決に付した
らうと思っております。異議ござりませ
んか。

議長

異議ござりませんか。質疑並
みに討論を省略いたしました。表決に付
します。

議長

議案第27号、宜野湾教育区支入支出
補正予算を表決に付します。

議長

原案のとおり決することにご異
議ございませんか。

議長

ご異議なしと認めます。よって本
案は原案どおり可決することに決定
をいたしました。

議長

次は日程の第2、議案第31号、宜野
湾区教育委員会報酬及び費用弁償に
関する規則の一部を改正する規則
を上程いたします。

議長

理事者の趣旨、説明を求めます。

助役

本案につきましては、教育長より
説明申し上げます。

教育長

ご説明する前に、体育指導員の

の年額、30、-ドルとあります。ミス、プリント
であります。もし、ここで訂正されてあ
りませんかでしたか、60、-ドルに御訂正
お願いしたと思っております。体育指導員
年額30、-ドルはミス、プリントでございま
す。御説明申し上げます。宜野湾区教育
委員会報酬及び費用弁償等に関する
規則の一部を改正する規則、教育委
員やその他の委員の方々の費用弁償に
ついては、やはり費用弁償の方は役所の
方から出ますので大体、こういう方面
とも合わせて、こういうふうに改正した
と思っております。それから
第2条の2項の次に、次の2項を加え
たいと、3項として別格報酬は新た
に就職したときからこの月分を全額
支給する。任期満了の退職又は希望
等によるその職を失った場合にあ
ってもその月の報酬の全額を支給する。
任期満了でまた、その月内に就職
した場合においては、重複しては支給
しない。次に第6条の3項の第3を
次のようにこの方も8月10日、12月10日
の方でやはり、議会やあつは、そう
言う方面と同様に、その時にか
えらあきたと、そういう意思から
御承認をお願いした訳であります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきまして質疑の時点で継続審議としておきたかと思はれますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので継続審議といたします。

議長

暫く休憩いたします。(2:43)
再開いたします。(2:45)

議長

継続審議中の議案第16号、宜野湾区教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について、議案第28号、宜野湾区教育委員会職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について、議案第28号、宜野湾区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則、議案第29号、宜野湾区教育委員会職員定数の一部を改正する規則、議案第30号、宜野湾区教育委員会職員の職級、初任給、昇給、昇任等の基準に関する規程

の一部を改正する規則。議案第31号、
宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償
に関する規則の一部を改正する規則
以上の案件を総務常任委員会に付
託したかと思っておりますが、ご異議
ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、この案件を総
務常任委員会に付託することに決定
をいたします。

議長

尚、審査の方法は休会中にご審
議願うしまして、6月19日までに報告して
いただきます。お願うしたかと思
います。

議長

以上を5まして、本日の日程が全
部終了いたしました。長時間慎重
にご審議を願うしまして、たいへんご苦
勞さんでありました。尚、次の本会
議は20日の午前10時から開き
たいと思っております。(2=57)

閉議。